

目次

1. 中国知財ニュース

- 1) 中国の標準必須特許について
- 2) 中国知財最新ニュース

2. 気になるあの話題

中国OPPOがついに日本市場に参入

3. 中国にまつわるあれこれ

2022年冬のオリンピック開催地「張家口」をご紹介

◀おまけ▶プチ中国語講座

「オリンピック」に関連のある言葉



【1】中国知財ニュース

1、 中国の標準必須特許について

今回は中国の標準必須特許についてご紹介します。

1. 中国での標準

中国での標準は、中国標準と国際標準に分けられ、中国標準については、制定機関によって、国家標準、業界標準、地方標準等に分けられ、対象別には、強制性標準と推奨性標準に分けられます。

2. 中国標準必須特許の関連規定

中国において、標準必須特許に関連する規定の中で最も重要といえるのが、2016年4月1日に実施された、最高人民法院による「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」です。このうち第24条が標準必須特許についての規定になります。具体的な条文は次の通りです。

最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）

2016年4月1日施行

第24条

推奨される国家、業界又は地方の標準において必要な特許情報が明示されており、被疑侵害者が、当該標準を実施するに当たって特許権者の許可を必要としないことを理由に、特許権の非侵害を主張する場合、人民法院は通常、これを支持しない。

推奨される国家、業界または地方の標準において必要な特許情報が明示されており、特許権者、被疑侵害者が当該特許の実施許可条件を協議する際に、特許権者が、その標準制定中に承諾した公平、合理的、かつ非差別的な許可義務に故意に違反し、特許実施許可契約を達成できなくし、且つ被疑侵害者に協議中明らかな過失がない場合、特許権者が標準の実施行為を停止することを求める主張に対し、人民法院は一般にこれを支持しない。

本条第2項にいう実施許可条件は、特許権者と被疑侵害者が協議して決定しなければならない。十分な協議を経ても合意できなかった場合、人民法院に決定するよう請求することができる。人民法院は上述の実施許可条件を確定する場合、公平、合理的、かつ非差別的の原則により、特許の革新性の程度及びそれが標準において果たす役割、標準が所属する技術分野、標準の性質、標準実施の範囲、関連する許諾条件などの要素を総合的に考慮しなければならない。

法律、行政法規において、標準における特許の実施に関して別途規定がある場合、その規定に従う。

上記からわかるように、最高人民法院の司法解釈（二）第24条の視点は特許法であり、特許情報の開示が前提となり、対象は推奨される国家、業界、あるいは地方の標準である中国標準で、国際標準ではありません。また、特許権者のFRAND義務、差止請求を認める条件、実施許可条件の決定要因も規定しています。

これ以外に、北京市高級人民法院は2017年4月に、改正後の「専利権侵害判定指南」を公布しており、最高人民法院の上記司法解釈の中の、「標準必須特許」に関する規定に対する有益な補足を行いました。主に、国際標準組織が制定した標準における標準必須特許はどのように取り扱うか、標準必須特許のライセンス交渉における義務とは何か、どのような状況で特許権者が故意にFRAND義務を違反していると認定するか、どのような状況で被疑侵害者に明らかな過失があったと認めるか等についての内容が含まれています。ただ、北京市高級人民法院の「専利権侵害判断指南」は、北京市の人民法院においてのみ効力があり、最高人民院や他の省市の人民法院では残念ながら効力がありません。

関係者によると、標準必須特許紛争が多い広東省の高級人民法院でも、現在内部の標準必須特許の裁判に関するガイドラインを制定しているところだということです。

この他、国家標準化管理委員会と国家知識産権局は、2013年12月に「国家基準に関する特許の管理規定(暫定)」を制定しました。主な内容は、特許情報の開示、特許ライセンス、強制的国家標準における特許に関する特別規定などとなっています。

3. 中国通信分野標準必須特許の代表的な判例

中国最初の通信分野における標準必須特許訴訟は、HUAWEIとIDCの間で行われました。同事件の判決では、標準必須特許の実施者であるHUAWEIが、標準必須特許実施料率の確定を裁判所に求めた根拠、標準必須特許実施料率の算定方法などについて詳細に論述しました。中国の標準必須特許の訴訟事件においては非常に重要な意義がある判例でした。この他、中国通信分野の標準必須特許の代表的な判例として、NOKIA対上海華勤、西電捷通対ソニー、HUAWEI対SAMSUNGなどがあります。

次ページにて、表を用いて各判例の概要を紹介します。

中国通信分野標準必須特許の代表的な判例

	判決日	審理法院	技術分野	標準類型
HUAWEI v IDC	2013.10.16	広東省高級人民法院/深セン市中級人民法院	3G WCDMA/CDMA2000/TD-SCDMA	中国標準/ 推奨性標準
NOKIA v 上海華勤	2015.8.28	上海市第一中級人民法院	GPRS	中国標準/ 推奨性標準
西電捷通 v ソニー	2017.3.22	北京知識産権法院	WAPI	中国標準/ 強制性標準
HUAWEI SAMSUNG v	2018.1.11	深セン市中級人民法院	4G LTE	国際標準/ 推奨性標準

	起訴理由	判断ポイント	実施料率	差止
HUAWEI v IDC	非特許権者による標準必須特許使用費訴訟	裁判所が標準必須特許実施料率を確定した。理由は特許権者がFRAND義務を違反したため。	比較方法 中国での料率	-
NOKIA v 上海華勤	標準必須特許に係る特許権侵害訴訟	標準必須特許ではない。特許権を侵害していない。	-	-
西電捷通 v ソニー	標準必須特許に係る特許権侵害訴訟	被告には交渉過程で明らかかな過失がある。特許権を侵害している。	-	有
HUAWEI SAMSUNG v	標準必須特許に係る特許権侵害訴訟	被告には交渉過程で明らかかな過失がある。特許権を侵害している。	-	有

4. まとめ

2013年に、通信分野における最初の標準必須特許訴訟が深セン市中級人民法院で審理されて以来、ますます多くの中国大手通信系企業が中国で標準必須特許の訴訟を起こしています。中国の裁判官は、中国国情に合った裁判規則の模索を続けながら、この分野で一定の裁判経験を持つ欧米諸国裁判官の審理の発想や解決策を参考にしています。中国の司法制度の完備と専利権侵害賠償額の引き上げに伴って、より多くの中国国内外企業が中国を訴訟戦争の場として選択しています。

2. 中国知財最新ニュース

中国2017年の特許出願件数は138.2万件、PCT出願は5.1万件に到達

2017年中国特許（発明）出願件数は138.2万件で、前年比14.2%増、特許権利付与件数は42万件で、そのうち国内の特許権利付与件数は32.7万件、前年比8.2%増という結果となりました。国内の権利付与特許のうち、職務発明は30.4万件で全体の92.8%を占め、非職務発明が2.3万件で全体の7.2%でした。

国家知識産権局が受理したPCT特許出願件数は、5.1万件で前年比12.5%増、そのうち4.8万件が中国国内出願人のPCT特許出願案件で、前年比12.5%増でした。PCTに基づく国際出願を100件以上行った国内企業は44社に達し、前年より18社増加しました。

また、商標局が発表した2017年の商標出願件数は、574.8万件で、2016年の369.1万件を大きく上回る結果となっています。

出典：国家知識産権局・中国商標局

中国商標局の電子受付時間が大幅に延長

中国商標局は、商標登録のさらなる利便化、また市場及び社会における商標出願に対する要求を満たすため、2018年2月1日より、インターネット上での商標電子出願の受付時間を従来の平日・休日（国慶節・春節休暇を除く）8:00～16:30から8:00～20:00へ大幅に延長することを発表しました。

出典：中国商標局

中国京東J集団、2018年中に無人スーパーを500店舗へ拡大

中国ネット通販2位の京東集団（JDドットコム）は、電子決済や顔認証などの最新技術を駆使した「無人スーパー」を2018年中に500店舗へ拡大させる予定であることを発表しました。京東は2017年末に中国山東省に第一号店となる無人スーパー「X」をオープン。入口でスマートフォンのアプリに表示された二次元コードをかざすと、ディスプレイに来店客の顔が映し出され、個人認証が終わりゲートが開く仕組みとなっており、支払いも顔認証で可能とのこと。支払いにかかる時間も数秒とのこと、人工知能発展の時代が到来していることを、中国新聞網が伝えています。

出典：日本経済新聞、人民網

北京初の自動運転試験場が開設

2月9日、北京初となる自動運転専用の試験場が開設されました。敷地面積は約13ヘクタールで、百度（baidu）、北汽新能源、北汽福田など主要な自動車企業が試験運転をすでに開始しています。試験場には模擬バス停やシミュレーション道路なども設置されており、乗用車や小型商用車の自動運転を試すためのサービスを提供しています。

北京ではさらに、43ヘクタールという広大な敷地を有する自動運転試験場の建設が始まっており、高速道路、山道、村の道路、都市の循環道路、鉄道、トンネルなど、多様な交通シーンが盛り込まれており、今年6月に完成する予定です。

出典：百度号

【2】気になるあの話題

中国OPPOがついに日本市場に参入

中国スマホメーカーOPPOが2018年1月31日に日本参入発表会を行い、2000万画素のデュアルカメラ搭載のスマートフォン「R11s」を2月9日から発売開始しました。



OPPOは中国広東省に本部を置くスマホメーカーで、2008年に携帯電話市場に参入後、2016年には中国市場でシェア一位を獲得しています（米国IDC調べ）。



Oppoが日本で発売したR11s

2017年第3四半期には、スマートフォンの出荷台数でアジア1位、世界では、サムスン、アップル、ファーウェイに次ぐ第4位を記録しています（countpoint社調べ）。

今回日本で発売した「R11s」はセルフイー用の高機能インカメラを搭載しており、中国はもちろん、台湾やアジア各国で若者を中心に人気を集めている機種になります。

また、5分間の充電で2時間の通話が可能というバッテリーの長時間使用もこの機種のウリのひとつです。

特許出願件数でも業界NO.1へと成長

OPPOの2017年の特許取得件数は1222件で中国第8位、出願件数は前年比42.3%増と大きく件数を伸ばしました。2017年12月までの中国国内特実意公開&権利取得累計件数は15945件で、携帯端末企業の中で最も多くの特許・実用新案・意匠を保有する企業へと成長しています。



OPPOはスマホの急速充電技術「VOOCフラッシュ充電」を独自に開発し、充電の最速速度を4倍以上も向上させ、この分野において18の特許を出願しています。マイクロモーター多軸防止技術、レーザーフォーカス技術、回転カメラ技術などの撮影技術により、同分野での高価値特許を形成し、またこれらの核心的な専門技術の海外展開もOPPOのグローバル化を加速させました。OPPOは、米国、インドなど世界40カ国・地域に特許出願をしており、欧米や日本、アジアなどに6つの開発センターを設立しています。

世界での成長が著しい中国スマホ企業

OPPOに限らず、中国の携帯端末企業は、近年大きな躍進を遂げています。2017年の中国特許取得件数においては、上位10社のうち4社が携帯端末企業で、いずれも前年より特許出願件数を伸ばしました。世界市場におけるスマートフォンの販売シェアでも中国企業が上位を占めており、ハイスペックからローエンドまでを取り揃える種類の豊富さやカメラ技術の高さ等、従来のスマートフォンよりも安価で高い技術を提供している点が強みであるといえます。

記事参考：百度号

2017年中国特許取得件数上位10社（太字は携帯端末企業）

	社名	2017年	2016年	前年比
1	国家電網 (STATE GRID)	3622	4146	-13%
2	華為技術 (Huawei)	3293	2690	22%
3	中国石油化工 (SINOPEC)	2567	2555	0.5%
4	京東方科技集団 (BOE)	1845	1228	50%
5	中兴通訊 (ZTE)	1699	1587	7%
6	聯想 (北京) (Lenovo)	1454	763	90%
7	珠海格力電器 (GREE)	1273	871	46%
8	広東欧珀移動通信 (OPPO)	1222	ランク外	-
9	中国石油天然気(CNPC)	1008	867	16%
10	中芯国際集成電路製造 (SMIC)	862	ランク外	-

近年の世界スマホシェア（太字は中国企業）（単位：百万ドル）

	社名	2015年	2016年	成長率
1	Samsung(韓国)	322.9	310.7	-4%
2	Apple(米国)	231.6	215.4	-7%
3	Huawei(中国)	104.8	139.3	33%
4	OPPO(中国)	50.0	93.9	88%
5	Vivo(中国)	40.5	76.6	89%
6	ZTE(中国)	56.2	58.0	3%
7	LG(韓国)	59.7	55.1	-8%
8	Lenovo(中国)	74.0	53.1	-28%
9	Xiaomi(中国)	70.7	52.9	-25%
10	TCL(中国)	44.5	39.0	-12%

出典：中国知識産権資訊網

出典：Ic insight

[3] 中国にまつわるあれこれ

2022年冬のオリンピック開催地「張家口」をご紹介します

昨日閉幕した平昌オリンピック。日本は冬季オリンピック過去最高のメダル数を獲得し、熱戦が繰り広げられました。すでにご存じの通り、2022年に行われる冬季オリンピックは中国北京で開催されます。2008年の夏季オリンピックに続き、同一都市で両大会が開催されるのは史上初となります。

「北京って寒いけど雪は降らないよね？」と思われた方もいるかと思いますが、北京の冬季オリンピックでは、フィギュアスケートやアイスホッケーといった氷上競技は北京で行われ、スキーやスノーボードといった雪上競技については、北京から北西に160kmほど離れた、河北省の張家口都市で開催される予定です。張家口の冬の平均気温は-9度で、平均して年に8回ほど積雪があります。北京からは距離があるものの、オリンピック開催までには、北京-張家口間を40分でつなぐ高速鉄道が開通する予定となっています。



万里の長城の主要な門のすぐ外側に位置することから、「北の大門」とも呼ばれており、将軍の張珍氏が北の城壁に小さい門を開けたことから、張さんが開いた門（口）ということで、張家口と呼ばれるようになりました。

この張家口には、中心街の中に一部取り残されたように旧市街や城壁が残っていて、土と石と瓦で作られた昔ながらの中国の古い街並み、静かで素朴な人々の生活を今でも感じることができます。この場所にくると、一気に何十年もタイムスリップをして、昔の中国にいるような感覚になるかもしれません。この旧市街は文化保護区としての指定を受けていますが、老朽化も進んでいて、人が居住することも難しくなっているため、この先保護を続けていくのか、それとも新しい街として生まれ変わるのか、その先行きが決まるのもそう遠くない未来ではないかと思われる。



市街地の中に残る旧市街の街並み



煉瓦でつくられた家々が立ち並ぶ



家の前でカードゲームを楽しむ住民たち

参考：ウイキペディア

プチ中国語講座

第13回は 「オリンピック」に関連のある 言葉

今回は冬のオリンピックにちなんだ言葉をご紹介します。

金牌 Jīnpái (ジンバイ) 金メダル
银牌 Yínpái (インバイ) 銀メダル
铜牌 Tóngpái(トンバイ) 銅メダル

競技種目の名前も少しご紹介します。

皆さんは漢字を見て競技がイメージできますか？

花样滑冰 Huāyàng huábing (ファーヤン ファービン) フィギュアスケート
冰壶 bīng hú (ピン フー) カーリング
钢架雪车 Gāng jià xuě chē(ガンジャー シュエチウー (ア)) スケルトン
跳台滑雪 tiào tái huá xuě (ティアオタイ ファシュエ) スキージャンプ

それではまた次号でお会いしましょう。下次再见！

当Newsletterに含まれる情報は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、特定の目的を前提とした利用、その他専門的なアドバイス等を行うものではありません。IP案件に関するご相談は、個別に弁理士までお問合せください。

<Newsletterに関するご意見やご質問がございましたら、下記までお問合せください。>

こんなことを知りたい！等のご要望もお待ちしております。

北京品源知識産権代理有限公司 日本オフィス Tel: 03-5847-8242 / Email: Tokyo@boip.com.cn